

長野県就業促進・働き方改革戦略会議設置要領（案）

（設置目的）

第1条 長野県内の産業を担う人材の就業促進及び長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、多様な働き方の導入等の「働き方改革」を推進するため、国、県、経済団体及び労働団体等で構成する「長野県就業促進・働き方改革戦略会議」（以下「会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 会議での協議事項は次のとおりとする。

- （1）県内の産業を担う人材の就業促進方法等に関する事項
- （2）県内企業における労働時間、年次有給休暇、多様な働き方等労働環境についての現状及び課題の整理
- （3）働き方改革推進のための共通テーマや推進方法等に関する事項
- （4）生産性向上、その他働き方改革に関する事項

（構成団体及び委員）

第3条 会議の構成団体及び委員は次のとおりとする。

構成団体	委員
長野県経営者協会	会長
長野県中小企業団体中央会	会長
長野県商工会議所連合会	会長
長野県商工会連合会	会長
日本労働組合総連合会長野県連合会	会長
長野県連合婦人会	会長
<u>金融機関</u>	
学識経験者	
長野労働局	局長
長野県	知事

- 2 会議の座長は長野県知事をもって充てる。

（幹事会）

第4条 会議に、作業部会として、幹事会を設置できるものとする。

- 2 幹事会の協議事項、構成員等必要事項については別途定める。

（会議の開催）

第5条 会議は座長が招集する。

- 2 座長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

（公開）

第6条 会議は、原則公開とする。ただし、公開しないことが適当と認められる場合は、非公開とする。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、長野労働局及び長野県が共同で担当する。

2 会議の庶務は長野県産業労働部労働雇用課が担当する。

(産業分野別会議及び地域会議等との連携)

第8条 第1条の設置目的を推進するために別に設置された産業分野別会議及び地域別会議との連携を図る。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成30年4月19日から施行する。

附則

この要領は、平成30年10月23日から施行する。

附則

この要領は、令和5年3月16日から施行する。

長野県就業促進・働き方改革戦略会議設置要領 新旧対照表

改 正 案	現 行																																										
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(構成団体及び委員)</p> <p>第3条 会議の構成団体及び委員は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">構成団体</th> <th style="text-align: center;">委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県経営者協会</td> <td>会長</td> </tr> <tr> <td>長野県中小企業団体中央会</td> <td>会長</td> </tr> <tr> <td>長野県商工会議所連合会</td> <td>会長</td> </tr> <tr> <td>長野県商工会連合会</td> <td>会長</td> </tr> <tr> <td>日本労働組合総連合会長野県連合会</td> <td>会長</td> </tr> <tr> <td>長野県連合婦人会</td> <td>会長</td> </tr> <tr> <td><u>金融機関</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>学識経験者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長野労働局</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>知事</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(削る)</p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第9条 (略)</p> <p><u>附則</u> この要領は、令和5年3月16日から施行する。</p>	構成団体	委員	長野県経営者協会	会長	長野県中小企業団体中央会	会長	長野県商工会議所連合会	会長	長野県商工会連合会	会長	日本労働組合総連合会長野県連合会	会長	長野県連合婦人会	会長	<u>金融機関</u>		学識経験者		長野労働局	局長	長野県	知事	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(構成団体及び委員)</p> <p>第3条 会議の構成団体及び委員は次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">構成団体</th> <th style="text-align: center;">委員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長野県経営者協会</td> <td>会長</td> </tr> <tr> <td>長野県中小企業団体中央会</td> <td>会長</td> </tr> <tr> <td>長野県商工会議所連合会</td> <td>会長</td> </tr> <tr> <td>長野県商工会連合会</td> <td>会長</td> </tr> <tr> <td>日本労働組合総連合会長野県連合会</td> <td>会長</td> </tr> <tr> <td>長野県連合婦人会</td> <td>会長</td> </tr> <tr> <td>学識経験者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>長野労働局</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>長野県</td> <td>知事</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;"><u>当面の間、長野県経営者協会会長は、地域の金融機関としての代表も兼ねる。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第4条～第9条 (略)</p>	構成団体	委員	長野県経営者協会	会長	長野県中小企業団体中央会	会長	長野県商工会議所連合会	会長	長野県商工会連合会	会長	日本労働組合総連合会長野県連合会	会長	長野県連合婦人会	会長	学識経験者		長野労働局	局長	長野県	知事
構成団体	委員																																										
長野県経営者協会	会長																																										
長野県中小企業団体中央会	会長																																										
長野県商工会議所連合会	会長																																										
長野県商工会連合会	会長																																										
日本労働組合総連合会長野県連合会	会長																																										
長野県連合婦人会	会長																																										
<u>金融機関</u>																																											
学識経験者																																											
長野労働局	局長																																										
長野県	知事																																										
構成団体	委員																																										
長野県経営者協会	会長																																										
長野県中小企業団体中央会	会長																																										
長野県商工会議所連合会	会長																																										
長野県商工会連合会	会長																																										
日本労働組合総連合会長野県連合会	会長																																										
長野県連合婦人会	会長																																										
学識経験者																																											
長野労働局	局長																																										
長野県	知事																																										

「長野県就業促進・働き方改革戦略会議」組織図（案）

長野県就業促進・働き方改革戦略会議	
構成団体	委員
県経営者協会	会長 碓井 稔
県中小企業団体中央会	会長 黒岩 清
県商工会議所連合会	会長 水野 雅義
県商工会連合会	会長 間瀬 一郎
連合長野	会長 根橋 美津人
長野県連合婦人会	会長 中條 智子
金融機関	(株)八十二銀行 副頭取 浅井 隆彦
学識経験者	信州大学 理事 浜野 京
長野労働局	局長 小野寺 喜一
長野県	知事 阿部 守一

(10名)

幹事会	
構成団体	委員
県経営者協会	事務局長 犛山 典生
県中小企業団体中央会	専務理事 井出 康弘
県商工会議所連合会	専務理事 徳武 高久
県商工会連合会	専務理事 中村 英雄
連合長野	事務局長 小松 豊
働く女性代表	連合長野副会長 山口 喜子
金融機関	(株)八十二銀行 人事部長 伊東 清美
長野経済研究所	理事・調査部長 小澤 吉則
長野労働局	労働基準部長 紀伊 洋一
	職業安定部長 元木 秀樹
	雇用環境・均等室長 渡邊 宏子
長野県	産業労働部次長 西沢 弘喜
(オブザーバー) 関東経済産業局	社会・人材政策課長 志村 典彦
(オブザーバー) 長野県働き方改革推進支援センター	センター長 数成 達雄
(オブザーバー) 長野県産業振興機構	参事兼経営支援本部長 西原 快英
(オブザーバー) 長野産業保健総合支援センター	副所長 辻合 崇浩
(オブザーバー) 長野県社会保険労務士会	副会長 村田 弘志

(12名・オブザーバー5名)